

災害時における連絡及び協力体制に関する協定書

福山市（以下「甲」という。）と福山瓦斯株式会社（以下「乙」という。）とは、福山市内において災害が発生し、または、発生するおそれがある場合（以下「災害発生時等」という。）の連絡及び協力体制の確保に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、福山市地域防災計画（基本編）2010年度（平成22年度）修正（第2章第4節 8 相互応援協力関係及び災害応急対策実施のための協定等の締結）に基づき、災害発生時等に甲と乙とが相互に連絡及び協力体制を確保するため、必要な事項を定めるものとする。

（連絡体制）

第2条 甲と乙とは、災害発生時等に連絡が円滑に行われるよう、あらかじめ相互に連絡責任者を定めておくものとする。

2 乙は、社内の警戒体制もしくは非常災害体制に入ったこと、または、解除になったことについて、甲に連絡する。

3 相互の連絡は、電話又はFAXにより行うものとし、その費用については、甲及び乙それぞれが負担するものとする。

（連絡内容）

第3条 乙は甲に対し、次に掲げる事項について、適時、情報提供するものとし、必要に応じ相互に連絡をとりガスの供給状況等の把握に努めるものとする。

- (1) ガス導管等の損傷発生時刻
- (2) ガス導管等の損傷被害発生地域
- (3) ガス導管等の供給停止地域
- (4) ガス導管等の復旧見込み
- (5) ガス導管等の損傷原因
- (6) ガス導管等の復旧時刻

（協力体制）

第4条 甲と乙とは、次に掲げる内容に対して適宜相互に協力するものとする。

- (1) ガス導管等の被害状況の情報提供
- (2) ガス導管等の被害状況に関する広報
- (3) 公共施設等（避難所含む。）への掲示物等（被害情報等）の設置場所の提供
- (4) 住民からの問い合わせ対応

（連携）

第5条 甲は、乙からの土砂崩れ、倒木等による道路復旧の要請事項に関して、連携をとり対応するものとする。

（防災訓練）

第6条 甲と乙とは、災害発生時等に相互に連絡及び協力体制を確保し、災害対応を円滑

に行うため、甲又は乙が実施する防災訓練に可能な限り参加するものとする。

(協議)

第7条 この協定に定めのない事項は、必要に応じて甲・乙協議のうえ決定するものとする。

この協定を証するため、本書2通を作成し甲・乙記名押印のうえ各自1通を保有するものとする。

2011年(平成23年)1月27日

甲 福山市東桜町3番5号
福山市
代表者 福山市長 羽田 皓

乙 福山市南手城町二丁目26番1号
福山瓦斯株式会社
代表者 代表取締役社長 松本 茂太郎